

令和 6 年度 中込地区都市構造再編集中支援事業 サングリモ中込改修工事及び中央グリーンモール交流施設新築工事 現場説明書		
1.	工 事 名 称	令和 6 年度 中込地区都市構造再編集中支援事業 サングリモ中込改修工事及び中央グリーンモール交流施設新築工事
2.	敷 地	佐久市 中込一丁目地区
3.	工 事 概 要	○サングリモ中込 1 階 2 階改修工事一式 1 階：シルバーサロン、地域交流センターを図書館へ改修 2 階：サングリモ中込図書館をチャレンジ教室、つどいの広場をフリースペースへ改修 ○中央グリーンモール交流施設新築工事 一式 鉄骨造 平屋建て鋼板葺 延べ面積 9 3 m² ○地下道改築工事 一式 鉄骨造 平屋建て鋼板葺 延べ面積 1 2 6 m²
4.	支 払 条 件	債務負担行為（令和 6 年度：0 %、令和 7 年度：7 1 %、令和 8 年度：2 9 %）
5.	関 連 工 事	令和 6 年度 中込地区都市構造再編集中支援事業 中央グリーンモール 広場等整備工事
6.	注 意 事 項	(1) 令和 7 年度の支払限度額に対する出来高率は、年度末出来高検査時点で、7 1 %以上の予定とし、入札後調整により定める。 (2) 工事にあたり、近隣の住民等に工事について協力を依頼するとともに十分協議し、トラブルが発生しないよう留意すること。 (3) 施工にあたり現場進入口は安全に通行出来るよう整備するとともに、工事現場周辺には仮囲い及び通路養生を行い、作業員及び第 3 者の安全はもちろんのこと、騒音、ほこり、土砂等で支障を与えないよう十分注意すること。また、当工事現場の土砂等が近隣の住居等に吹込まないよう必要に応じ防砂対策を行うこと。施工者は互いに協力し安全管理に細心の注意を払うとともに、安全上必要な仮設については、請負代金の範囲内において設置すること。 (4) 保険の期間については、工期プラス 1 ヶ月程度加入のこと。保険の種類は特記仕様書に記載されている。 (5) 建退共に加入し契約締結後 1 ヶ月以内に掛金収納書（又は理由書）を提出すること。なお、工事契約後、必要枚数分の共済用紙を購入し原則として現物支給とすること。 (6) 工事着手前に現場及び周辺の写真を撮り、工事中・竣工後に工事の影響で不具合が生じた場合は現状に回復すること。 (7) 工事用車両等の通路は請負者の責任において整備を行うこと。また、工事車両等の通行により問題が生じた場合は、請負者の責任において対処すること。 (8) 部分払いの対象とする工事材料については、工事現場に搬入済みの材料及び製造工場等にある材料で、監督員の検査に合格したものとする。 なお、製造工場等にある工場製品を計上する場合は、受注者の当該製品に対する支出が確認できた場合とする。 (9) 本工事における交通誘導員は、交通誘導員 A を配置すること。安全体制を十分に協議し、関

	係機関との調整を行い、計画書を提出すること。 なお、自社の従業員で誘導を行う場合は、警備業法 14 条で規定する以外のものとし、安全教育、安全訓練等を十分に行うこと。この場合は交通誘導員 B を配置しているものとみなし、協議のうえで変更する。
(10)	関連工事として中央グリーンモール 広場等整備工事も施行中のため、施工者は互いに協力し安全管理に細心の注意を払うとともに、材料、機材等の運搬の際には安全に十分配慮し工事を進めること。
(11)	本工事は、「都市構造再編集中支援事業交付金」の対象事業であるため、交付金関係の事務で必要となる『令和 7 年度末の実績報告』及び『竣工時の完了報告』などの書類作成に要する資料の提出に協力すること。また、監督職員の指示により、工事着手前、工事中及び完了時等の写真を記録し、画像データを提出すること
(12)	工事の手順について、はじめに 1 階に着手し、1 階を工事中の間は 2 階の公共施設を利用できるように配慮すること。なお、1 階の工事は令和 7 年 10 月までに竣工すること。2 階を工事する際は、1 階を利用できるように配慮すること。